平成２１年（フ）第１９４号
長崎県諫早市白木峰町613番地
債務者　杉森　信久
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
長崎県大村市杭出津３丁目385番地　楽天地アパート202号、前住所長崎県大村市上諏訪町1055番地１　ヴェルデ上諏訪101号
債務者　北崎　佳加
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
長崎県大村市上諏訪町950番地３、前住所長崎県大村市木場１丁目1096番地　県営久原団地Ｃ棟202号
債務者　山本　　進
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
長崎県大村市上諏訪町950番地３、前住所長崎県大村市木場１丁目1096番地　県営久原団地Ｃ棟202号
債務者　山本寿美子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
長崎県大村市久原１丁目1173番地１　県営久原第２アパートＢ棟206号
債務者　鳥羽こと　鳥羽　文子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
長崎県諫早市栄田町27番17号
債務者　平松　美和（旧姓重信）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷653番地６、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷369番地　折敷瀬団地101
債務者　木原恵理子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
長崎県諫早市多良見町市布2320番地138
債務者　平野　洋勝
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
長崎県大村市本町462番地１　ファッションビル三原506、前住所長崎県大村市水主町２丁目1012番地６
債務者　志岐さとみ（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
長崎県諫早市赤崎町763番地
債務者　竹下　泰治
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第４４７３号
大阪市生野区生野東３丁目３番45号、登録原票上の住所大阪市生野区生野東１丁目９番10号
債務者　金山幸弘こと　金　　幸弘
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１２１号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目10番１―709号
債務者　横山いつ美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７２６号
大阪市港区市岡２丁目11番17―201号
債務者　武田　数美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６５号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番30号、住民票上の住所大阪府門真市島頭２丁目11番６号
債務者　寺西　雅人
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７３号
大阪府大東市三箇６丁目15番７号シャルマンサンガ202号
債務者　岩嵜恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０００号
大阪市住之江区東加賀屋４丁目５番13号　松屋ビル302
債務者　玉川　豊子（旧姓南部）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０１９号
大阪市生野区新今里６丁目２番16号　301号
債務者　佐藤　裕美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部